

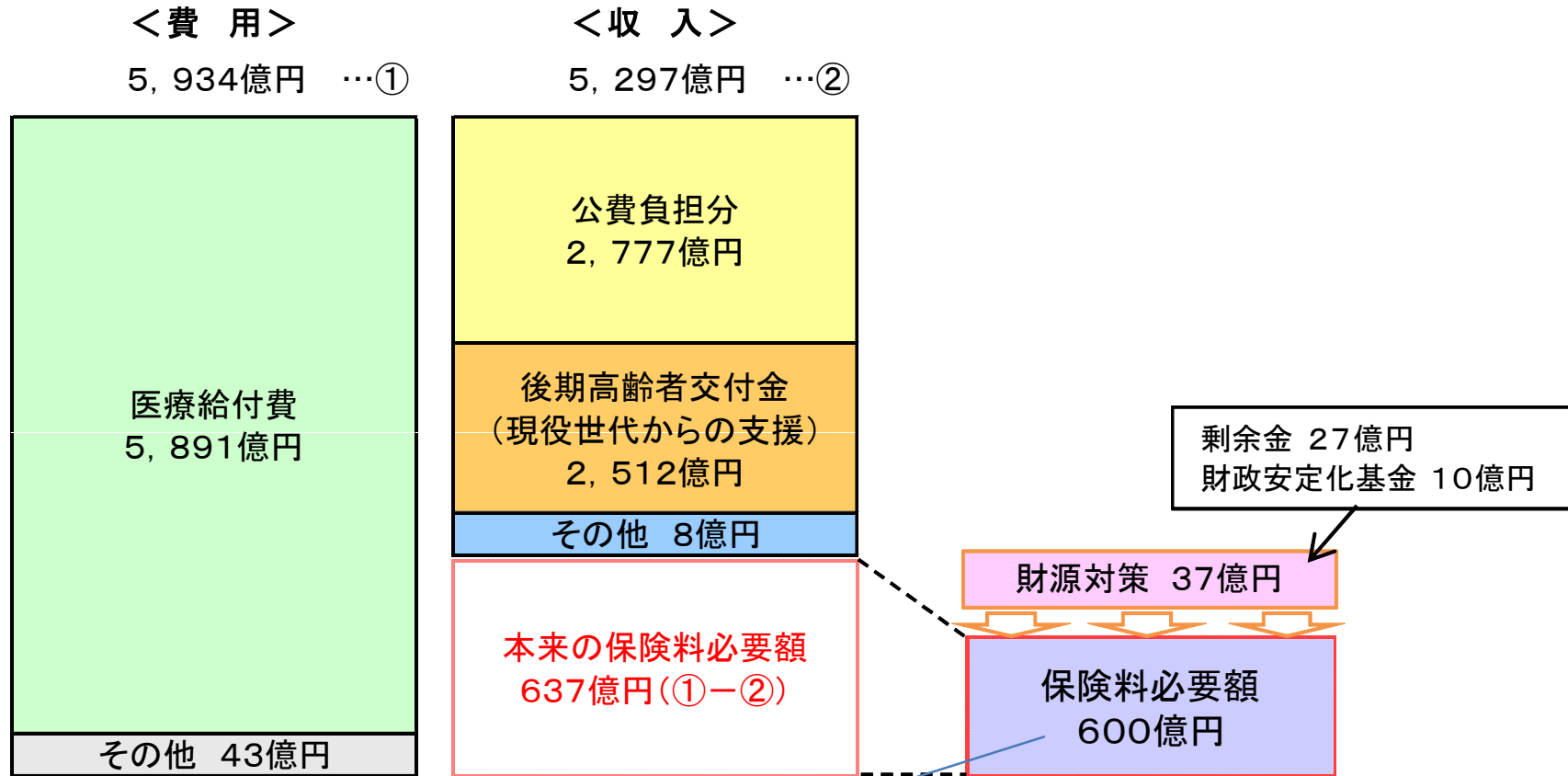
第8回京都府後期高齢者医療協議会資料

1 第3期(平成24・25年度)保険料率について	
(1) 第3期財政計画(2カ年分)	1
(参考①)費用と収入の内訳	2
(参考②)算定の基礎数値	3
(2) 平成24・25年度保険料	4
(3) 保険料の増加要因	5
(参考③)1人当たり費用と保険料の関係	6
(参考④)保険料例<均一保険料率>	7
(参考⑤)保険料の分布	8
(4) 不均一保険料率	9
(参考⑥)保険料に関する国・京都府への要望活動	10
2 後期高齢者医療制度をめぐる動向について	11

平成24年1月24日
京都府後期高齢者医療広域連合

1 第3期(平成24・25年度)保険料率について

(1) 第3期財政計画(2カ年分)



保険料必要額(A)	600億円
予定保険料収納率(B)	99.00%
賦課総額(A÷B)	606億円

均等割総額(約50%)

均等割額
46,760円

所得割総額(約50%)

所得割額
9.21%

(参考①)費用と収入の内訳

(単位:百万円)

費用	医療給付費	589,119	平成24・25年度給付費等総額	
	その他	財政安定化基金拠出金	353	財政安定化基金拠出金0.06%とし算出
		特別高額医療費共同事業拠出金	290	過去の実績額等を基に算出(収入の額と同額)
		保健事業に要する経費	530	保健事業に要する経費のうち市町村への補助額(362百万円)に国庫補助金(168百万円)を加えた額
		審査支払手数料	1,297	診療報酬の審査支払手数料(単価82.78円として算出)
		その他の費用	1,802	葬祭費(単価5万円に支給見込数を乗じて算出)
	(小計)	4,272		
合計	593,391			

収入	公費負担分	国庫負担金(高額医療費公費負担を含む)	140,371	給付費等総額の3/12、高額医療費公費負担
		調整交付金	42,989	被保険者に係る所得の格差による広域連合間の財政の不均衡を是正するための交付金
		都道府県負担金(高額医療費公費負担を含む)	48,356	給付費等総額の1/12、高額医療費公費負担
		市町村負担金	46,007	給付費等総額の1/12
		(小計)	277,723	
	後期高齢者交付金	251,160	給付費等総額の約4割(現役世代からの支援金)	
	その他	特別高額医療費共同事業交付金	290	費用の額と同額
		国庫補助金(健診事業補助金)	168	保健事業に係る国庫補助金の見込額
		その他の収入	359	市町村負担金(保険料等負担金滞納繰越分)、第三者行為納付金、過年度納付金
		(小計)	817	
	財源対策	剰余金	2,711	平成24年度予算繰越金計上見込額
		財政安定化基金交付金	969	医療費増加対応分(賦課総額の3%)を除く額
		(小計)	3,680	
合計	533,380			

(参考②) 算定の基礎数値(医療給付費)

年度	平成22年度 (実績)	平成23年度 (見込)	平成24年度 (見込)	平成25年度 (見込)
1人当たり医療給付費[A]	901,761円	915,288円	935,412円	955,992円
伸び率(対前年度)	3.04%	1.50%	2.20%	2.20%
伸び率(対22年度)	—	—	3.73%	6.01%
被保険者数[B]	286,824人	296,002人	306,362人	316,472人
伸び率(対前年度)	2.95%	3.20%	3.50%	3.30%
伸び率(対22年度)	—	—	6.81%	10.34%
給付費等総額[A]×[B]	2,586億円	2,709億円	2,866億円	3,025億円
2力年分 給付費総額	5,295億円		5,891億円	

(2) 平成24・25年度保険料

【保険料率】

	平成24・25年度(A)	平成22・23年度(B)	比較(A-B)
均等割額	46,760円	44,410円	2,350円
所得割率	9.21%	8.68%	0.53%
最高限度額	55万円	50万円	5万円

【一人当たり軽減後保険料額】

	平成24・25年度 (A)	平成22・23年度 (B)	比較 (A-B)	改定率 (A/B)
保険料額(年額)	75,631円	71,441円	4,190円	5.87%
保険料額(月額)	6,303円	5,953円	350円	

【保険料増加抑制のための財源対策】

(単位:百万円)

	第3期(H24・25)	第2期(H22・23)
剰余金	2,711	2,799
財政安定化基金	969	968
合計	3,680	3,767

※ 京都府予算案が協議中であるため、暫定的な試算である。

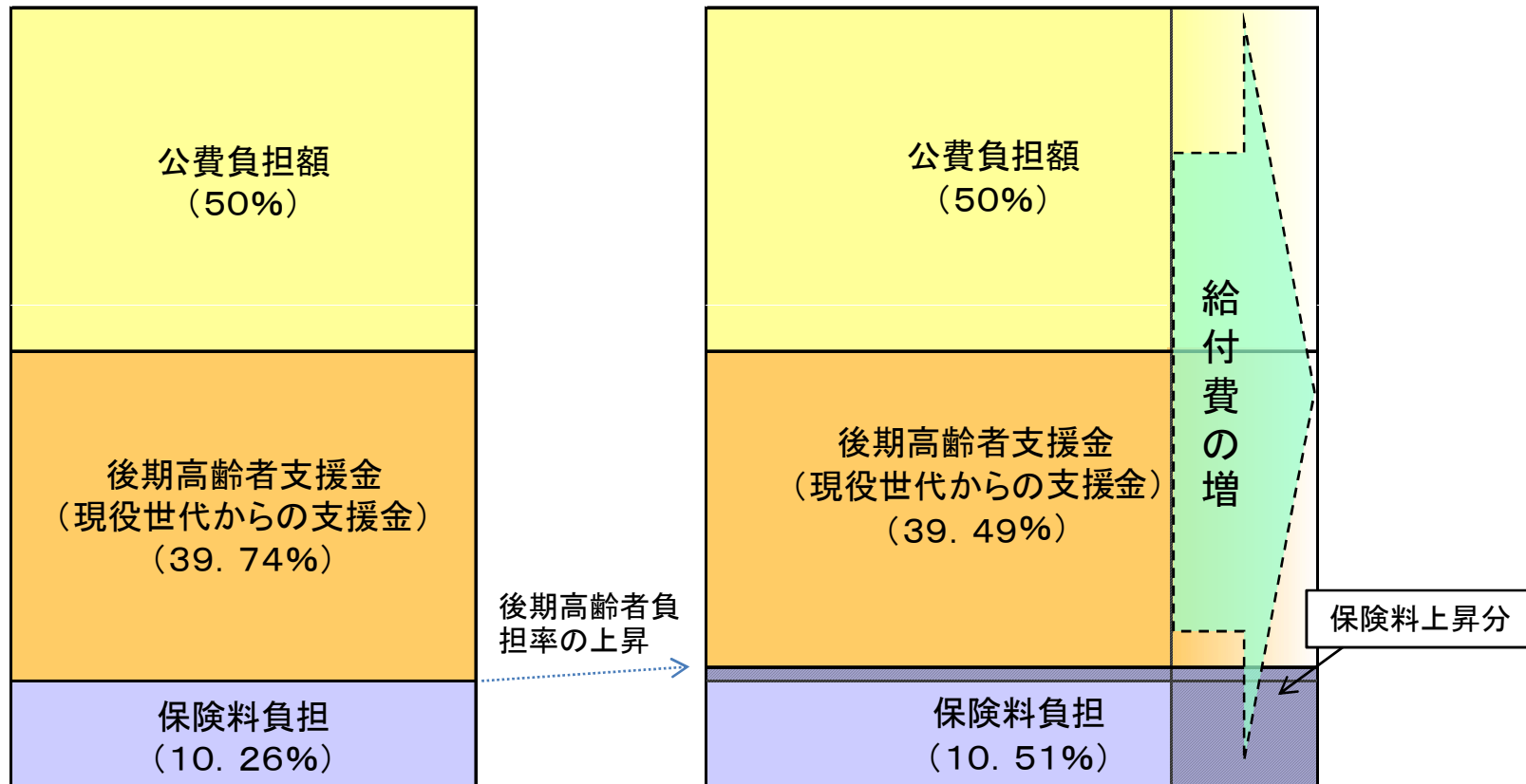
(3) 保険料の増加要因

○給付費の増(1人当たり給付費の伸び)

+

○後期高齢者負担率の上昇(10.26%→10.51%)

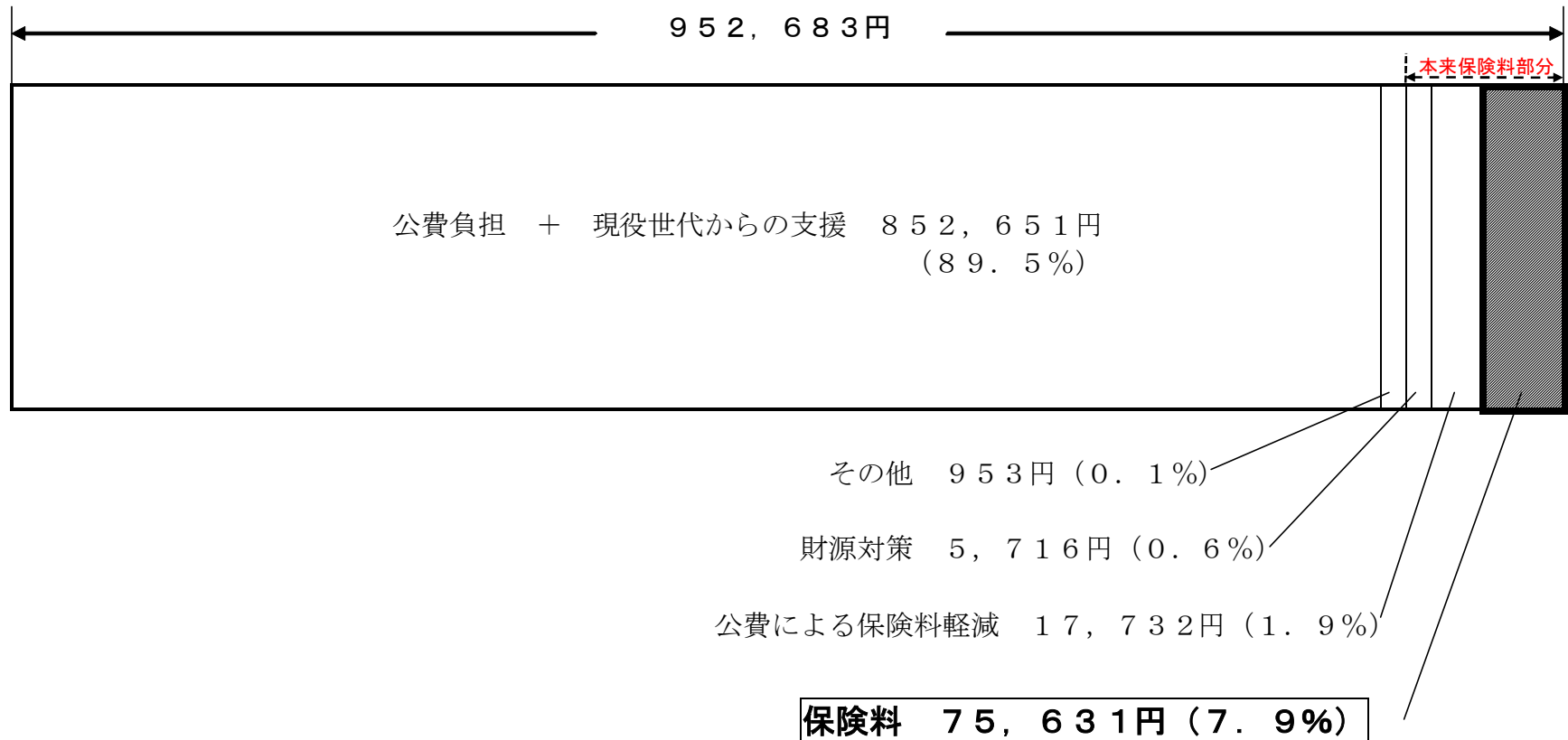
【イメージ図】



(参考③) 1人当たり費用と保険料の関係

○ 1人当たりの年間費用 (平成24・25年度 平均見込)

952,683円 (医療給付費等)



(参考④) 保険料例<均一保険料率>

■ 単身世帯

(単位:円)

年金収入額	新保険料			現行保険料	増加額 (%)
	均等割 (46,760円)	所得割 (9.21%)	合計		
79万円	4,676 (9割軽減)	0	4,676	4,441	235 (5.29%)
120万円	7,014 (8.5割軽減)	0	7,014	6,661	353 (5.30%)
180万円	37,408 (2割軽減)	12,433 (5割軽減)	49,841	47,246	2,595 (5.49%)
200万円	37,408 (2割軽減)	21,643 (5割軽減)	59,051	55,926	3,125 (5.59%)
300万円	46,760	135,387	182,147	172,006	10,141 (5.90%)

■ 2人世帯

(単位:円)

年金収入額		新保険料				合計	現行保険料	増加額 (%)
		均等割 (46,760円)		所得割 (9.21%)				
夫	妻	夫	妻	夫	妻			
79万円	79万円	4,676 (9割軽減)	4,676 (9割軽減)	0	0	9,352	8,882	470 (5.29%)
120万円	79万円	7,014 (8.5割軽減)	7,014 (8.5割軽減)	0	0	14,028	13,322	706 (5.30%)
180万円	79万円	23,380 (5割軽減)	23,380 (5割軽減)	12,433 (5割軽減)	0	59,193	56,128	3,065 (5.46%)
200万円	79万円	37,408 (2割軽減)	37,408 (2割軽減)	21,643 (5割軽減)	0	96,459	91,454	5,005 (5.47%)
300万円	79万円	46,760	46,760	135,387	0	228,907	216,416	12,491 (5.77%)

(参考⑤) 保険料の分布

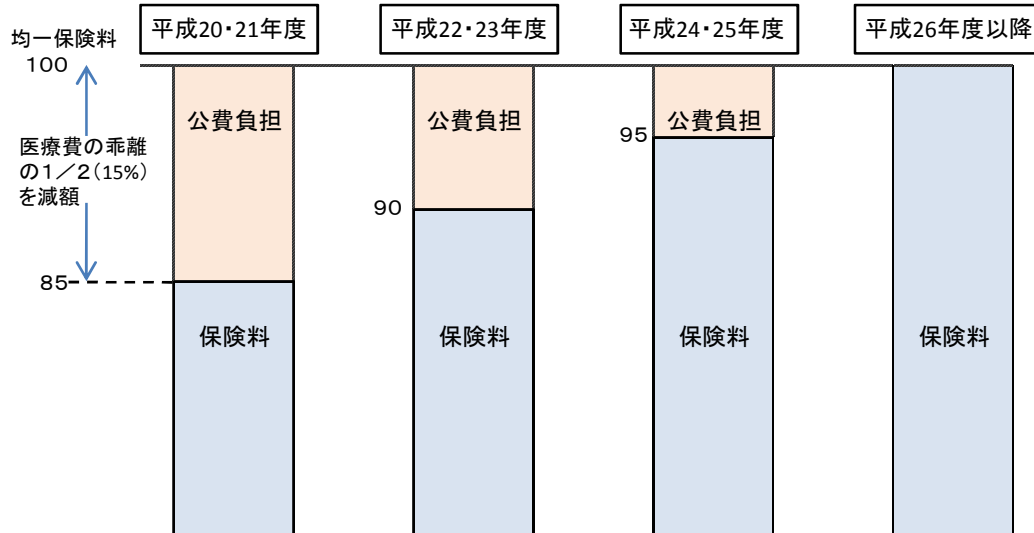
■ 府全体（均等割46,760円、所得割9.21%）

保険料額	構成比	(累計)
～0.5万円未満	31.01%	31.01%
0.5万円以上～1万円未満	14.54%	45.55%
1万円以上～3万円未満	2.28%	47.84%
3万円以上～5万円未満	18.68%	66.52%
5万円以上～7万円未満	3.93%	70.45%
7万円以上～10万円未満	1.21%	71.66%
10万円以上～20万円未満	16.57%	88.23%
20万円以上～30万円未満	7.59%	95.82%
30万円以上～50万円未満	2.20%	98.02%
50万円以上～55万円未満	0.24%	98.26%
55万円	1.74%	100.00%
合計	100%	

(4) 不均一保険料率

市町村名	平成24・25年度 (A)		平成22・23年度 (B)		増減 (A-B)	
	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
綾部市	44,780円	8.83%	40,670円	7.95%	4,110円	0.88%
宮津市	44,610円	8.79%	40,330円	7.89%	4,280円	0.90%
京丹後市	44,820円	8.83%	40,750円	7.97%	4,070円	0.86%
南山城村	44,770円	8.82%	40,640円	7.95%	4,130円	0.87%
京丹波町	44,750円	8.82%	40,610円	7.94%	4,140円	0.88%
伊根町	44,020円	8.68%	39,220円	7.67%	4,800円	1.01%
与謝野町	44,060円	8.68%	39,300円	7.69%	4,760円	0.99%
均一保険料	46,760円	9.21%	44,410円	8.68%	2,350円	0.53%

【イメージ図】(医療費の乖離が30%の場合)



(参考⑥) 保険料に関する国・京都府への要望活動

■ 厚生労働省への要望(全国組織、関係府県広域連合、京都府との共同要望)

- 全国後期高齢者医療広域連合協議会による要望(平成23年11月17日)
 - ・ 次期保険料の増加抑制及び負担軽減のための財政措置
- 兵庫県広域連合及び和歌山県広域連合との連名による要望(平成23年12月6日)
 - ・ 不均一保険料の継続(据え置き)
- 京都府との連名による要望(平成23年12月6日)
 - ・ 次期保険料の増加抑制及び負担軽減のための財政措置
 - ・ 不均一保険料の継続(据え置き)

■ 京都府への要望(広域連合の単独要望)

- 次期保険料の増加抑制及び負担軽減のための財政支援(平成23年11月30日)

2 後期高齢者医療制度をめぐる動向について

- 22年12月 高齢者医療制度改革会議の「最終とりまとめ」
→ 後期高齢者医療制度は廃止する。
- 23年 6月 社会保障・税一体改革成案
→ 高齢者医療制度の見直し(「最終とりまとめ」等を踏まえ、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み)
- 24年 1月 社会保障・税一体改革素案
→ 24年通常国会へ後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。

現時点で法案提出はされておらず、依然不透明な状況が続いている。

【社会保障・税一体改革素案より抜粋】

(4) 高齢者医療制度の見直し

- 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。
 - 高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。
- (注) 現在は、平成24年度までの特例として、支援金の3分の1を総報酬に応じた負担とする措置が講じられるとともに、併せて、協会けんぽに対する国庫補助率を13%から16.4%とする措置が講じられている。
- ★ 具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
- 70歳以上75歳未満の方の患者負担について、世代間の公平を図る観点から、見直しを検討する。
- (注) 患者負担は、69歳までは3割、70歳以上75歳未満は2割、75歳以上は1割と、年齢に応じた負担割合を設定しているが、70歳以上75歳未満については、毎年度、約2千億円の予算措置により1割負担に凍結されている。
- ★ 平成24年度は予算措置を継続するが、平成25年度以降の取扱いは平成25年度の予算編成過程で検討する。